

号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

災害公営住宅入居者資格要件の緩和が終了します

東日本大震災で被災された方が、災害公営住宅へ入居する場合、入居者資格要件を緩和（住宅困窮要件を満たせば、同居親族要件及び収入要件を満たすものとみなす。）してきましたが、県内で最後の災害公営住宅である県営南青山アパートが完成する**令和3年1月22日**をもって、入居者資格要件の緩和が終了となります。

東日本大震災で被災し未再建の方で、災害公営住宅へ入居希望する方は、町都市計画課までお早めにご相談ください。

【お問い合わせ】

町都市計画課 建築住宅係 ☎0193-82-3111（内線252）

防災集団移転促進事業による住宅再建補助金の実績報告の締め切りについて

◎令和2年12月28日までに新居への転居と実績報告書の提出を

東日本大震災で被災された方で、防災集団移転促進事業により住宅の建設・購入をした方は、**令和2年12月28日**までに実績報告書の提出をする必要があります。

建設工事等の着工前の事前申請は6月で終了しておりますが、防災集団移転促進事業に係る補助金を受け取るためには、実績報告書の提出が必要ですので、提出がお済みでない方は必ず期限までに提出するようお願いいたします。

なお、防災集団移転促進事業以外の住宅再建補助金についても、令和2年12月28日までとなっております。**住宅の建設・購入をした方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）